

観光 PR 写真提供の取決について

1 目的

観光 PR 写真(以下、写真という)の提供は、その使用によって、市政の PR や本市の観光振興を図るために行うものとする。

2 料金

提供料金は無料とする。

3 画像ファイル形式

提供する画像のファイル形式は JPEG または PNG のみとする。

4 使用許諾の条件

- (1) 申請書に必要事項を記載の上、7に記載の方法で提出すること。
- (2) 掲載写真に「提供：つくば市」と明記すること。

5 禁止事項

- (1) 販売（ポストカード、カレンダー、素材データ集、写真集など）を目的として利用すること。
- (2) 著作権を偽って利用すること。
- (3) 申請書に記載の目的以外に利用すること（複写転用の禁止）。
- (4) 写真をフォトコンテストへ応募すること。
- (5) 写真を商標等へ使用、登録すること。
- (6) 写真を犯罪や反社会的行為に利用すること。
- (7) 写真を公序良俗に反する行為に利用すること。
- (8) 写真を政治、宗教活動を助長する行為に利用すること。
- (9) 商用目的に利用すること。ただし、観光関連の媒体（旅行雑誌、テレビ番組等）で市内スポットを PR する目的の場合は許可する。

6 免責事項

- (1) 写真の使用は、申請者の責任にて行うこと。
- (2) 本市は、本市が提供する写真等の使用及びダウンロードに起因するいかなるトラブルに関しても責任を負わない。
- (3) 本取決の違反により市が損害を受けた場合は、申請者がその損害を賠償すること。

7 申請から提供までの流れ

(1) 申請書の提出

申請書に必要事項を記載し、メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法にて申請書記載の宛先まで提出すること。

(2) 担当課での確認・提供

申請書記載内容を確認し、提供可能な場合は原則メールにて提供する。また、提供不可の場合はメールまたは電話で申請者に連絡する。

8 写真使用の中止

虚偽の申請や違反が発覚した場合には、市は申請者に対しすぐに使用を中止させることができる。

9 疑義の決定

その他取決のない事項については、観光推進課長協議の上決定するものとする。